

四日市市楠ふれあいセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第5号

四日市市楠ふれあいセンター条例を廃止する条例

四日市市楠ふれあいセンター条例（平成17年四日市市条例第59号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（市民生活部市民生活課）